

消費税増税にあたり、複数税率の導入と新聞をはじめ生活必需品への軽減税率適用を求める意見書

国は、景気回復に向けて、積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調に増える保障はなく、更に来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増すことは避けられない。

政府は、「消費税率10%の段階で軽減税率の導入」を考えているようであるが、多くの国では消費税に品目別の複数税率が導入されている。各国での軽減税率の適用は、新聞・書籍・食品・生活必需品などさまざまな品目があるが、なかでも新聞はほとんどの国で軽減税率の対象品目となっている。

新聞は、広範なニュースや情報を報道し、多様な意見・論評を広く住民や読者に提供することができ、国民の政治的・社会的関心を喚起させている。

特に、高齢者には、世界の動きから日本、そして地域の動きまで、人々の息づかいを伝えることができる国民の知的インフラとしての役目を果たしている。

このようなことから、今回の消費税増税にあたっては、複数税率を導入するとともに、新聞をはじめ書籍などの活字媒体や生活必需品への軽減税率を適用していくよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

副総理・財務大臣

内閣官房長官